

あり、寶曆十三年の板行である。

**カスミガタキ** 霞ヶ瀧 能美郡尾添地内尾添川の水源なる中、川に懸る瀑布。高さ二四米許。

**カスミガノ** 霞ヶ野 金澤なる長谷山慈光院の在つた邊から北方、本多町地境なる轡屋橋附近にかけて、昔は霞ヶ野というた。その東方が小立野の斷崖になつてゐる爲か、毎春霞の深きこと他所よりも勝つてゐたからの名である。

**カスヤジユウザエモン** 加須屋十左衛門 初名式部。實は豊臣秀吉の臣吉田助左衛門の子で、賤、后七本筋の一人と言はれた加須屋内膳に習養子となつたものである。慶長十二年來つて前田利長に仕へ、後五百石を受け、大小將に列し、大坂陣に従うて青屋口で首二つを得た。元和四年歿。式部一に民部に作るものは非であらう。

**カスヤタカチカ** 加須屋孝周 通稱剛右衛門。寶曆四年養父和左衛門孝勝の遺知百石を受け、定番御馬廻に班し、御書物奉行、改作奉行・祐仙院御用人を經、天明七年五十石を加へて同御附物頭となり、寛政四年學校方御用に任じ、享和二年十月十六日歿。

**カスヤハルヤス** 加須屋玄保 通稱傳兵衛。養父平左衛門道知の中三百石を襲ぎ、御横目に任じ、延寶五年百石を加へ、貞享三年御先簡頭兼御横目に至り、正徳元年歿した。

**カゼアラシ** 風嵐 能美郡白山下なる牛首(今白峰)から牛首川の左岸に沿うて稻湖つた所に在る部落。是から上流には赤岩・市・額・三・谷等の小聚落があるばかりで、白山一帶の連山に續くわけである。風嵐はもと獨立してゐたが、人口が漸く減じたから、明治中白峰に合併した。この邊では白山を泰澄が開闢したといふ傳説に基づいて、風嵐も泰澄の來た時風嵐威烈だつたから名づけられたものだと言はれてゐる。

**カゼアラシオンセン** 風嵐温泉 能美郡白山下にある。明暦元年九月白山争論に付上野村勘十郎の書上に「越前守殿風嵐の湯へ御湯治被成候由に而、御國さかひ瀬戸村迄道作申事。」とある。風嵐温泉は即ち市ノ瀬温泉である。イテノセオンセン 市ノ瀬温泉。

**カゼアラシノオホケヤキ** 風嵐の大樫 能美郡白峰小字風嵐の岩根社は、高さ七米三、頂上約一三平方米の礫岩上に建つが、その後方に二株の大樫がある。太さ一は岩上一米五の所で七米八、他の一は同高に於いて五米二で、樹高四〇米及び三六米であるが、樹根の岩面に垂下して地に入る状態に比類なく、根の最大なるは、地上一米五に於いて周圍三米五を測るものがある。

**カセカシガハ** かせかし川 羽咋郡田原領荒谷内から出で、大笹・米町入合で川尻川に落合ふ。流域三軒崩。

**カセガハ** かせ川 鹿島郡黒崎・菅澤・須能・麻生人合領山のかせ谷内から流出で、佐々波領の海に入る。流域一〇軒許。

**カセギメン** 稼免 藩政の時、村方にして城下に近き時は畑作の收利多く、山方には薪炭の副業あり、町立なれば商業を兼營すべきが故に、單に田地に對する普通の免以外に、幾分の免租を加重するを稼免というた。但し稼免は定免中に含まれるもので、別にその名目を表すことがない。

**カセタニ** 風谷 江沼郡奥山方に屬する部落。

**カゼタニタウゲ** 風谷峠 江沼郡風谷の部落から、越前坂井郡清瀧へ越える峠。高さ五〇米。

**カセツ** 佳節 正・三・五・七・九月の節句を指す。朔望と共に、頭分以上の諸士登城して藩侯に謁し奉賀するを例とした。

**カセツクスノキマサシゲシヨシニクダスオシ** 假設楠正成下諸士教 一冊。元禄五年室鳩巢の著。別に楠諸士教と題するものがあるが、同本であるが多少の相違がある。この書數年の後京師に傳はり、書肆妄に前賢の著なるを思ひ、柳枝軒茨城方道の序を加へ、明君家訓と題して之を世に行うた。

**カセバ** 加勢場 鳳至郡寺山の内の小字。

**カゼフキタウゲ** 風吹峠 石川郡鶴來の東北に當り、堂の部落に越える峠。高さ五八九米。

**カゼフキダケ** 風吹岳 羽咋郡人登部落の東方にある山。高さ三五四米。地質輝石安山岩。

**カゼモアキ** 風も秋 一冊。能登黒島の俳人秋下編。寄擧の追悼集で、道下・鹿磯・門前及び金澤連中の句が集めてある。寄擧も黒島の人で、同年二十五歳で歿したものである。

**カセンガヒ** 歌仙貝 羽咋郡呂來から酒見に至る海岸を増穂の浦というて、歌仙貝を産する。安永の能登名跡志富來の條に、八兵衛

管樂・歌仙貝杯ありといふものは是である。しかし三十六種の小貝を歌仙貝と稱して賣流することは江戸中期に普く行はれた所で、このみのことではない。

**カソウジ** 華藏寺 河北郡大場にあつたといふ。龜尾記に、この村に古へ華藏寺といふ眞言宗の寺院があり、今その跡に觀音堂の宇名を存する。その時の太子像はこの村の道場常念寺にあると記してゐる。

**カソン** 荷村 ↓ウヘダカソン 上川荷村。

**カタイギン** 過意銀 又過意錢ともいひ、藩政時代の科料である。十村・山廻の法に觸れた時、遊女に關する私曲、藏宿の不持、質屋の不念等に之を科した例がある。又天明六年能登所口加藤丹四郎の禁帯を命ぜられた時、近親から過意銀を出して放免せられたことのあるのは、名は過意銀だが、その性質は罰罪銀である。

**カタイシダイミヨウジン** 片石大明神 鹿島郡大津に鎮座して、藩の社號帳に脱漏したもの。片石は神像石の轉訛といふ。

**カタイハ** 片岩 珠洲郡西海郷に屬する部落。能登名跡志に、「片岩。眞浦より一里九町。此邊の大村也。家數百軒許あり。御收納藏・御鹽藏あり。海藏寺とて禪寺あり。」とある。

**カタイマイ** 過意米 科料として米穀を徴するをいふ。慶長九年五月の掟に「自今以後百姓たる者、他國の金山へ逃越者有之ば、其在所のおとな百姓、並隣家之百姓可成敗。村中としては、過意米として屋別一石宛可出之事」といへるは是である。

**カタイメン** 過意免 藩政の時、百姓風土